（電磁的方法）

第八十条の七　法第六十七条の五第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六十七条の五第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

３　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項（同法第15条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（第五面）

［非住宅部分に関する事項］

【１．非住宅部分の用途】・【２．非住宅部分の床面積】　（略）
【３．基準省令附則第３条又は令和４年改正基準省令附則第２項の適用の有無】 □基準省令附則第３条の適用有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工） □令和４年改正基準省令附則第２項の適用有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工） □無
【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】・【５．備考】　（略）

（略）

（注意）

１．～５．　（略）

６．第五面関係

①・②　（略）

③　【２．非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号。以下「令」という。）第４条第１項に規定する床面積をいいます。

（新設）

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項（同法第15条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（第五面）

［非住宅部分に関する事項］

【１．非住宅部分の用途】・【２．非住宅部分の床面積】　（略）
【３．基準省令附則第３条の適用の有無】 □有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工） □無
【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】・【５．備考】　（略）

（略）

（注意）

１．～５．　（略）

６．第五面関係

①・②　（略）

③　【２．非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号。以下「令」という。）第４条第１項に規定する床面積をいいます。